◆選手移籍に関する内規により、各年度初め及び大会参加時において、移籍をしてきた選手について報告をしてください。連盟では選手個人の活動保障と不当な移籍を防止することを主眼に実施をします。「移籍選手確認書」に必要事項を記入していただき、支部長を通して府小連競技委員長へ提出してください。未提出の場合には出場できなくなります。また、チームや指導者へのペナルティも発生します。厳格に処理をしますのでご留意ください。

◆移籍後、すみやかに提出してください。

大阪府小学生バレーボール連盟

移 籍 選 手 確 認 書

|  |  |
| --- | --- |
| ◆受け入れた移籍選手名 |  |
| ◆学校名・学年・ | 国立・私立府立・市立 （　　　　　　　　　　）　小学校　　　年生 |
| ◆JVA登録個人番号 | 　 |
| ◆以前の所属チーム名 |  |
| ◆以前の所属チーム代表者 |  |
| ◆移籍の事由　✓記入 | □　転居、転学による移籍□　選手の意思による移籍□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ◆以前の所属チームへの　登録抹消確認　✓記入 | □　済□　未（理由：　　　　　　　　　　　　　　　） |

　　以上、円満な移籍をもって手続きの報告をいたしますので、大会（事業）への参加許可を申請

いたします。

　　また、選手移籍に関しまして、以前の所属チームとは何ら支障なく、円満な移籍をしたことを

　確認し、報告いたします。

受け入れチーム名（支部）　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　　　　　　支部　）

申請日H・R　　　　年　　　　月　　　　日　　　代表者名

代表者　電話番号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（自署が必要）

**連盟記入欄**

　連盟受理日　　　　　　年　　　　月　　　　日

　決定欄　　　　可　・　否　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

理事長（署名）　　　　　　　　　　　　　　.

大阪府小学生バレーボール連盟

移籍選手に関する規定（内規）

〔趣旨〕

　JVA倫理規定や日小連登録規定に準じ、選手個人の活動保障と不当な移籍を防止するために、以下の規定を定める。

〔対象〕

　・　大阪府小学生バレーボール連盟登録団体に個人登録をする小学生選手

　　（大阪府外から移籍してきた選手にも適応する。別途、他都道府県在住選手に関わる書類が必要）

〔規定〕

1. 選手の移籍については、JVA倫理規定や日小連登録規定に準じる。
2. 移籍選手は大会申込書に移籍選手であることを明示しなければならない。大会参加の条件は、各大会実行委員会が定める「大会要項」に示される。大会以外の連盟事業への参加においても同様とし、その事業の「参加規程」に従うものとする。

同一大会において他チームで登録していたものは、移籍先で出場することはできない。

1. 転出・転入希望団体の責任者は、移籍の経緯を移籍選手確認書（以下、確認書）にて、随時、支部長へ提出する。支部長の確認後は、支部長より競技委員長へ提出する。提出後、確認を得られるまでは選手の大会及び事業への参加はできないものとする。確認書は各大会実行委員会でも確認される場合もあるため、移籍後速やかに提出すること。

〔懲罰〕

　規定に違反した場合や連盟が趣旨に反することを認めた場合、選手の登録や大会参加に規制を加えることもある。また、団体の責任者に対しても規制を加えることができるものとする。